

議案第 34 号

大野市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給事業実施要綱（平成 24 年教育委員会告示第 1 号）の一部改正について

平成 30 年 12 月 26 日提出

大野市教育委員会
教育長 久保俊岳

提案理由

要保護者及び準要保護者に係る世帯票を廃止するとともに、様式の改正、字句の訂正を行うため

大野市教育委員会告示第 号

大野市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給事業実施要綱（平成24年教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成 年 月 日

大野市教育委員会

第2条第2号ウ中「第295条第1項に規定より」を「第295条第1項の規定により」に改める。

第3条中「学校教育法（昭和22年法律第26号）18条」を「学校教育法第18条」に、「学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第9条」を「学校教育法施行令第9条」に、「市町村教育委員会等」を「市町村教育委員会」に改める。

第6条第1項中「就学援助申請書（様式第1号）並びに要保護者及び準要保護者に係る世帯票（様式第2号。以下「世帯票」という。）その他必要な書類」を「就学援助申請書（様式第1号）に、必要な書類」に改める。

第7条2項中「また、学校長、民生委員児童委員及び福祉事務所長の意見を求めることができる。」を削り、同条第4項を第5項とし、同条第3項中「様式第3号」を「様式第2号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 教育委員会は、第1項の審査を行うにあたり必要があると認めるときは、学校長、民生委員児童委員及び福祉事務所長の意見を求めることができる。

第8条を削る。

第9条第中「入学年」を「入学年度」に改め、同条を第8条とする。

第10条第3項中「様式第4号」を「様式第3号」に改め、同条を第9条とする。

第11条第1項中「様式第5号」を「様式第4号」に改め、同条を第10条とする。

第12条を第11条とし、第13条を第12条とする。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第6条関係）

就学援助申請書

(新規・更新)

大野市教育委員会 様	年 月 日
就学援助を受給したいので、関係書類を添えて申請します。	
住所	印
保護者氏名	
連絡先 (電話)	- -)

対象児童生徒	学校名 (学年)	学校 (学年)		
	フリガナ			
	氏名			
	性別		生年月日	

世帯の状況

※ 上記児童生徒以外の家族について記入してください。続柄は児童生徒からの続柄を記入してください。

氏名	続柄	性別	生年月日	職業 (学年)	特別支援学級 通学の有無	同居・別居
						同・別
						同・別
						同・別
						同・別
						同・別

1 児童扶養手当受給世帯 2 大野市母子家庭等医療費助成金対象世帯
3 非課税世帯 4 生活保護受給世帯 5 その他 ()

住宅の形態	1 持家 2 借家借間
-------	----------------------------------

同意書

申請に当たり、私の世帯全員の所得課税状況、児童扶養手当受給状況、大野市母子家庭等医療費助成状況などについて、教育委員会が関係機関に照会することに同意します。

また、必要に応じ学校長、民生委員児童委員及び福祉事務所長の意見を求めることに同意します。

年 月 日 保護者氏名 印

委任状

決定された際には、就学援助費の受領その他の手続に関する一切の権限を学校長に委任します。

年 月 日 保護者氏名 印

決定された際には、医療費、学校給食費を除く就学援助費を、次の口座に振り込んでください。
(学校集金が滞る場合を除く。)

金融機関名	支店名	預金の種類	口座番号	口座名義	口座名義フリガナ
		普通・当座			

学校記入欄

上記の者を、就学援助が必要な児童生徒として報告します。
年 月 日 学校長 印

様式第 2 号を削る。

様式第 3 号中「殿」を「様」に改め、同様式を様式第 2 号とする。

様式第 4 号中「第 1 0 条関係」を「第 9 条関係」に改め、同様式を様式第 3 号とする。

様式第 5 号中「第 1 1 条関係」を「第 1 0 条関係」に、「殿」を「様」に改め、同様式を様式第 4 号とする。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 2 月 1 日から施行する。